

三段峡漁業協同組合内水共第 14 号、内水共第 15 号及び内水共第 16 号
第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、三段峡漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 14 号、内水共第 15 号及び内水共第 16 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ます、はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）をいう。以下同じ。）の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、延縄、かごによる遊漁の場合は口頭でなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法・漁場の制限)

第 3 条 遊漁における、あゆの「ころがし漁法」は禁止する。

- 2 うなぎの「かご漁法」のかごの数は 1 人 1 個とする。
- 3 釣大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日(解禁日)から11月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
ま す	3月1日から 8月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域内においてはイ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
寺領川と長原川との合流点から庄野橋までの区域	全漁具、漁法	周 年
粒谷川と太田川との合流点から粒谷川砂防ダムまでの区域	〃	〃
板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点から上流へ1番目の堰堤までの区域	〃	〃
那須川浦折橋から上流三ツ滝までの区域	〃	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児又は小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 9,000円
こい、ます	手釣、竿釣	1日 1,000円 1年 2,500円
う な ぎ	手釣、竿釣 延縄、かご	1日 1,000円 1年 2,500円
は や (おいかわ・かわむつ・うぐい)	竿釣	1日 200円 1年 500円 遊漁者が未就学の幼児、小中学校の生徒は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	三段峡漁業協同組合	安芸太田町大字吉和郷 36-1	0826-28-2358
(2)	その他組合員が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんする等の行為をしてはならない。

5 遊漁者は、危険な場所での遊漁や危険な行為をしてはならない。

6 遊漁者は組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の許可があった日から施行する。

別紙 様式第1号 遊漁承認証

表 (腕章)

平成	年	魚種	遊漁年券
氏名		年令	才
三段峡漁業協同組合			

裏 注意事項

この腕章は良く見える位置に付けて入漁して下さい。

1. 遊漁承認証は他人に譲渡・貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。
3. 危険な場所で遊漁や、危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
5. 遊漁における、あゆの（ころがし漁法）は禁止とする。
6. 釣大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限する事がある。ただし、この場合には、公示するものとする。

遊漁日券証

表

遊漁日券証	
魚種	印なきもの無効
月	日限り
氏名	(歳)
三段峡漁業協同組合 印	

裏

注意事項
1. 漁業承認証は他人に譲渡・貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。
3. 危険な場所で遊漁や、危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
5. 遊漁における、あゆの（ころがし漁法）は禁止とする。

別紙 様式第2号 漁場監視員証

(腕章)

監 視 員
三段峡漁業協同組合

(監視員証)

表

漁場監視員証									
次の者は、当組合員の漁場監視員であることを証明する。									
住所									
氏名									
有効期間									
年	月	日	～	年	月	日			
	年	月	日						
三段峡漁業協同組合 ㊤									

裏

注意事項
1. この監視員証は他人に貸与してはならない。
2. 漁場監視の業務に従事するときは必ず所持しなければならない。
3. 監視員は遊漁規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。
4. 遊漁者から監視員証の提示を求められたら提示しなければならない。